

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(2 月 22 日)
(第 2 号)

第 2 号
2 月 22 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第2号

○平成22年2月22日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成22年2月22日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号
〔質疑、委員会付託〕
- 第3 請願取り下げの件

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号
- 日程第3 請願取り下げの件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	長田	隆尚
2	番	津村	衛
3	番	森野	真治
4	番	水谷	正美
5	番	杉本	熊野
6	番	村林	聡

7	番	小林	正人
8	番	奥野	英介
9	番	中川	康洋
10	番	今井	智広
11	番	藤田	宜三
12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
15	番	中村	勝
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男子
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	館	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎

36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	西塚	宗郎
44	番	萩野	虔一
45	番	永田	正巳
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	萩原	量吉
50	番	藤田	正美
欠席議員 1名			
16	番	稲垣	昭義
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森	秀俊
書記(事務局次長)	高沖	秀宣
書記(議事課長)	青木	正晴
書記(企画法務課長)	永田	慎吾
書記(議事課副課長)	米田	昌司
書記(議事課副課長)	藤野	久美子
書記(議事課主幹)	西塔	裕行

会議に出席した説明員の職氏名

知事	野呂昭彦
副知事	安田敏春
副知事	江畑賢治
政策部長	小林清人
総務部長	植田隆
防災危機管理部長	東地隆司
生活・文化部長	安田正
健康福祉部長	堀木稔生
環境森林部長	渡邊信一郎
農水商工部長	真伏秀樹
県土整備部長	北川貴志
政策部理事	山口和夫
政策部東紀州対策局長	小林潔
政策部理事	藤本和弘
健康福祉部理事	浜中洋行
健康福祉部こども局長	太田栄子
環境森林部理事	岡本道和
農水商工部理事	林敏一
農水商工部観光局長	辰己清和
県土整備部理事	長野守
企業庁長	高杉晴文
病院事業庁長	南清
会計管理者兼出納局長	山本浩和
政策部副部長兼総括室長	竹内望
総務部副部長兼総括室長	北岡寛之
総務部総括室長	中川弘巳

防災危機管理部副部長兼総括室長	細 野 浩
生活・文化部副部長兼総括室長	橋 爪 彰 男
健康福祉部副部長兼総括室長	亀 井 秀 樹
環境森林部副部長兼総括室長	水 谷 一 秀
農水商工部副部長兼総括室長	加 藤 敦 央
県土整備部副部長兼総括室長	廣 田 実
企業庁総括室長	小 林 源太郎
病院事業庁総括室長	稲 垣 司
総 務 部 室 長	中 田 和 幸
教育委員会委員長	牛 場 まり子
教 育 長	向 井 正 治
教育委員会事務局副教育長兼総括室長	山 口 千代己
公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	河 合 潔
警察本部警務部総務課長	枡 木 新 一
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員	楠 井 嘉 行
人事委員会事務局長	梶 田 郁 郎
選挙管理委員会委員	沓 掛 和 男
労働委員会事務局長	小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第21号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

以上で報告を終わります。

人委第 235 号

平成22年2月16日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成22年2月16日付け三議第227号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第21号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

別 紙

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、教育長の給料及び部長級以下の管理職員に係る管理職手当を減額するための特例期間の延長の改正を行うものです。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものです。しかしながら、本県の厳しい財政状況を勘案し、歳出に占める総人件費の抑制を図るため、任命権者の判断により期間及び対象を管理職員等の幹部職員に限定した特例的な措置として実施されるものであり、やむを得ないものと考えます。

代 表 質 問

○議長（三谷哲央） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。39番 舟橋裕幸議員。

[39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手]

○39番（舟橋裕幸） おはようございます。津市選出の舟橋裕幸でございます。新政みえを代表し、質問をさせていただきます。

今日は、22年の2月22日、2の並びの日でございますし、また、昨日行われました美し国三重市町対抗駅伝、私の地元の津市が優勝させていただきました。非常に縁起のいい日でございますので、きっと答弁もいい答えが返ってくるのではないかと期待をしながらさせていただきたいと思っております。

質問に先立ちまして、ハイチ大地震でとうとい命を奪われた方々に深い哀悼の意を捧げ、被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、平成22年度予算についてお伺いをいたします。

平成22年度当初予算一般会計の規模は、対前年比1.0%増の6763億円と、10年ぶりの増額予算であります。県民しあわせプラン第二次戦略計画最終年度で、総仕上げの年と知事が力説されるとともに、県内の厳しい雇用・経済情勢に対する対策にも多くの予算を配分しており、10年ぶりの増額予算にならざるを得なかったことは理解できます。

収入面で、県税収入は、対前年度比11.4%減の2005億円であります。地方贈与税、地方交付税は増額されていますが、県債を対前年度比13.9%増の1469億円で帳じりを合わせています。

見直し事業については、多くが事業期間終了に伴う廃止が多数を占めますが、71億円と近年になく多額の財源捻出をしています。こうした中で、幾つかの質問を行いたいと思います。

第1に、一般会計の総額について知事の所見をお伺いします。

2月4日、財務省は、2011年から13年度の一般会計の歳出歳入の推計を発表しました。国債費や社会保障の増加で、歳入に占める国債発行の割合が50%を突破する異例の事態が予想されるとしています。こうなると国からの交付税措置なども当てにできなくなり、県も自ら財政的な体力向上に向けた取組が必要になってまいります。第二次戦略計画の総仕上げの年に固執せず、先送りしたり、あきらめてもいい施策や事業があったのではないのでしょうか。

見直し事業についても、サンセット事業のみならず、もう一步無駄の排除ができなかったのでしょうか。県債残高が1兆円を超えた現在、財政規律という面から、この財政規模でよかったか、お考えをお伺いいたします。

第2点目に、政権交代による新年度予算への影響をお伺いします。

鳩山首相は就任後、初の施政方針演説で、命を守る政治を実現すると決意を強調しました。子育てへの不安、自殺者を増やす厳しい財政状況、地域医療崩壊や年金への不安、人類を脅かす核や地球温暖化など、命をつなぐための障害を取り除きたいと演説しています。また、コンクリートから人へと政

策転換をアピールしています。

こうした中、県は平成25年の神宮式年遷宮に向け、幹線道路網の整備を進めていますが、当初の目的は果たせるのでしょうか、お伺いします。あわせて、政権交代により見送られてきた新道路整備戦略の見直しを新年度に行うおつもりかもお伺いします。

第3に、医師・看護師不足対策や救急医療体制整備に向けた地域医療体制整備予算24億円が、新年度予算における目玉事業として計上されています。三重県の医師・看護師数は、人口10万人当たり、医師182.5人、全国第38位、看護師636人、全国33位であり、全国平均を大きく下回っています。新年度予算の執行により、医師・看護師確保にどの程度期待が持てるのかをお伺いいたします。

最後に、自殺防止対策についてお伺いします。

交通事故死亡者は昨年5000人を割り込みました。シートベルト着用の浸透をはじめ、関係者の努力に敬意を表する次第であります。一方、平成21年の自殺者は3万2753人と、12年連続で3万人を超えました。これは異常事態であります。

三重県においても、平成21年476人で、過去10年間500人弱の数字で推移しています。自殺者の男女別では、男性が7割を占め、事業が行き詰まったり、雇用を打ち切られ、経済的に追い詰められた末に自殺した男性が多いのではないかと推測され、景気の悪化が自殺者の増加に影響していると考えます。

また、OECD調査によると、日本の相対貧困率は14.9%で、メキシコ18.4%、トルコ17.5%、アメリカ17.1%に次いで4番目に貧困率が高く、日本はかつて1億総中流と言われた時代から、相対貧困率ワースト4位という格差社会になってしまいました。

つまり、国民の最低のセーフティネットである自殺防止対策こそ、緊急雇用・経済対策に組み込むべき課題であります。政府も自殺対策緊急プランを定め、新年度1億円の自殺対策費を計上していますが、不十分との評価もあります。

一方、三重県は、21年度から4カ年の三重県自殺対策行動計画を策定し、自殺死亡者を349人以下とする目標を立てていますが、当初予算のポイントを見る限り、三重県自殺対策行動計画を樹立した健康福祉部をはじめ、どの部局においても自殺者対策の予算が見受けられません。

知事は文化力という考え方を打ち出し、助け合いや思いやりのきずなを深める施策を進めると言っています。雇用対策や経済対策、生活対策のセーフティネットは非常に大切であります。その網にこぼれ、自殺を考える人々への対策も必要なのではないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、平成22年度当初予算の財政規模等についてお話がございました。

私はこれまでも県債に過度に依存するということが、公債費によります財政圧迫をもたらすということから、県債発行につきましては慎重であるべきと考えまして、財政健全化に取り組んできたところでございます。

平成22年度当初予算編成におきましても、その考え方に変わりはなく、事務事業の徹底的な見直しや総人件費の抑制、事業の厳しい選択と集中などの取組を進めてきたところでございます。

このような取組を進めます中で、平成22年度当初予算の県債の額でございますけれども、平成21年度当初予算と比較いたしまして、180億円の増額となっております。これは国の平成22年度地方財政対策を受けまして、地方交付税の振りかえであります臨時財政対策債、これが489億円から745億円へと、対前年で256億円の大幅な増加になっているということが要因でございまして、それ以外のいわゆる本来的な県債につきましては、可能な限り抑制を図りまして、76億円を減額しているところでございます。

一方、真に必要な行政サービスの提供ということについては的確に対応していかなければならないと考えております。特に平成22年度当初予算におきましては、引き続き緊急雇用・経済対策に切れ目なく取り組んでまいりますとともに、第二次戦略計画の総仕上げの予算として重点的な取組であります

とか、各施策の目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がございます。

このように財政の健全化と必要な事業量の確保とのバランスに配慮した予算編成を行いました結果、平成22年度当初予算の規模は、国の地方重視の姿勢によります地方交付税の増額や、国からの交付金によります基金の活用などもございまして、平成21年度当初予算と比べまして、実質1.0%増の6763億円としているところでございます。

いずれにしましても、財政の健全化につきましては、今後も重要な課題でございます。引き続き事務事業の見直しや総人件費の抑制などを進めながら、より一層簡素で効率的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問で、政権交代による道路整備への影響等についてお尋ねございました。

幹線道路網の整備についてでございますけれども、これまで平成25年の神宮式年遷宮を契機とした広域的な交流連携の促進を図るというために、新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路、北勢バイパス、中勢バイパス、こういった幹線道路やこれらにアクセスいたします県管理道路の整備につきまして、重点事業として位置づけまして、取組を進めてまいりました。

平成22年度につきましては、国の公共事業関連予算が前年度比で18.3%の減額となりまして、三重県にとりましてもその影響が懸念をされたところでございますが、国の平成22年度予算案や、それから、今月9日に国から示されました仮配分案におきましては、一定の事業進捗が見込まれる予算が確保されているものと考えておるところでございます。

引き続き23年度以降につきましても、式年遷宮に向けて幹線道路網の整備が進められますように、国及び関係機関に求めてまいりますとともに、県としても関係予算の確保に努めてまいりたいと、こう考えております。

それから、県管理道路の整備についてでございますけれども、平成15年度に策定をいたしました新道路整備戦略というのがございますが、これに基づきまして進めておるところでございます。国の公共事業予算の縮減や厳しい

県財政の影響などもございまして、計画の中では当初270億円と設定をいたしました年間投資額でございすけれども、実は年々減少はしておりますものの、一定の進捗を図っておるところでございす。

平成22年度の予算におきましては、国の補助事業予算が2割程度削減されるということなどによりまして、県管理道路整備の予算は179億円としておるところでございす。一方で、橋梁などの老朽化等に対応していくための更新でありますとか修繕の予算、これにつきましては重点的に確保しておるところでございす。

今後、平成22年度の予算状況を踏まえまして、計画的な更新や修繕などによります既存施設の有効的な活用も含めまして、道路整備の進め方などにつきましては、国の動向も見きわめながら検討を行い、平成22年度のできるだけ早い時期に新道路整備戦略の見直しの方針をまとめてまいりたいと考えておるところでございす。

次に、新年度予算の中で、医師とか看護師職員確保についてお尋ねでございす。

地域医療体制を確立していくためには、医師・看護職員の不足あるいは偏在の解消というのは、いろいろ御指摘がありましたように、喫緊の課題であると考えております。

新年度の予算編成に当たりましては、従来取組に加えて、地域医療再生計画に基づきまして、地域医療を支える人材の育成と定着促進に向けました取組を盛り込んだところとございす。

医師の確保対策につきましては修学資金貸与制度、これを拡充いたしますとともに、臨床研修病院の魅力向上、競争力強化、こういったことを支援し、研修医や若手医師の一層の確保を目指しておるところであります。

また、病院勤務医の負担軽減対策や地域医療に従事をいたします医師への支援などによりまして、医師の地域への定着というものを促進いたしてまいりたいと考えております。

看護職員についてでございすが、助産師修学資金貸与制度、これを創設

することや、新人看護職員に対します研修体制の構築支援、それから、潜在看護職員の復帰支援、こういったことによりまして、その確保と定着促進に取り組んでまいります。

医師修学資金貸与者というものにつきましては大幅に増加をしております。三重県地域医療研修センターには、現在県内外から多くの研修医が集まるなど、明るい兆しが見え始めているところでございます。しかしながら、地域医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございますので、新年度予算に盛り込みました取組、これを着実に進めていくことで、医師・看護職員不足を解消し、県民が安心して質の高い医療が受けられる医療提供体制を確立してまいりたいと考えております。

それから、自殺対策についてのお尋ねがございました。御指摘ありましたように、我が国の自殺者、これは高い水準で推移をしておるわけでございまして、大変憂慮すべきことであると、私も考えております。

自殺には心や体の健康問題、また、経済、生活にかかわる問題、また家庭問題、そういったもののほか、人生観とか、あるいは価値観、それから職場環境の変化、こういった様々な要因が複雑に関係をしております。そのため自殺を個人的な問題とせず、社会全体で総合的に取り組むということが必要でございます。

御指摘ありましたように、三重県におきましても、平成21年3月に策定をいたしました三重県自殺対策行動計画、これに基づきまして地域自殺対策緊急強化基金を活用いたしまして、予防、危機対応及び遺族・未遂者支援に向けましたこういった取組を市町や関係団体とも連携協働しながら進めているところでございます。

具体的には、医療、福祉、労働、警察、民間団体等の関係者から構成をされます三重県自殺対策推進部会で御議論をいただき、その議論を踏まえながら、まず一つは、県民一人ひとりが自殺予防のために行動できるようにするための普及啓発、二つ目には、自殺を考えている人、自殺未遂など自殺の危険性の高い人や自殺者の遺族などに対しまして、適切な対応支援を行う人材

の育成、それから、三つ目には、三重いのちの電話協会など民間団体への支援、こういった今申し上げましたような取組などを実施しておるところでございまして、平成22年度もこれらの取組を充実強化してまいります。

自殺は、その多くが防ぐことができる社会問題とも言われております。これらの自殺対策や様々な緊急経済対策などを通じまして、引き続き人と人とのつながりで、生きやすい社会が実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 国の新年度に向けた予算はいわゆる過去の遺産を引きずりながら、なおかつマニフェストという大きなオーバーコートを着用し、着膨れ状態の予算と言わざるを得ません。当然国の予算が県の予算にリンクしてまいるわけでありますから、気をつけなければならないと思うんですけども、やっぱり将来の子どもたちに大きな負荷を与えるような予算にならないような、これから今、知事がおっしゃった財政の健全化に向けた努力は引き続き進めていただきたいと思っておりますし、実は、自殺者対策ですけども、過去10年間ぐらいの間に私の親しい友人が3人、自ら命を絶ちました。痛恨の極みであります。昨日もこの質問をするに当たって、1人の墓へ参ってきました。知事がおっしゃるように、やはり大きな社会問題でありますから、しっかりと健康福祉部だけじゃなく、部局横断的な対応をこの問題については強く求めておきたいというふうに思います。

続いて、県立病院改革についてお尋ねをいたします。

先日、全員協議会にて県立病院改革に関する基本方針及び三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）や改革の工程表が示されました。そして、今定例会に県立志摩病院に指定管理者制度を導入する三重県病院事業条例の一部を改正する条例案や総合医療センターの地方独立行政法人化に向けた準備の予算が上程されました。

昨年2月、知事は、県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）を示さ

れましたが、提示内容が不明確との議論があり、県立病院改革に係る「病院の姿」可能性詳細調査を行い、11月に調査結果を議会に報告しました。

ただ、これが県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）に比べ、より不明確な調査結果であったことは議員各位の共通する認識でもありました。

この間に県はパブリックコメントや一志病院と志摩病院について県立病院改革基本方針（案）の地元説明会を実施しましたが、逆に、総合医療センター、一志病院、志摩病院の地元を中心とする人々から反対署名が提出されるなど、住民の理解を得ることはできませんでした。

一方、県議会でも、多くの議員から意見が出されましたが、議員が納得できる十分な説明、答弁とは言えず、健康福祉病院常任委員長報告で何度か責任ある県の対応や十分な説明責任を果たすよう申し入れがありました。そして、ついに本年2月2日には、議長と健康福祉病院常任委員長とによる、知事に対して、改めて十分な説明を求める申し入れも行われた次第であります。

こうした経過を踏まえたにもかかわらず、このたび、昨年の県立病院改革基本方針（案）に何ら修正加筆なく、県立病院改革に関する基本方針として提案され、今定例会に条例案、予算案が上程されたことはまことに遺憾であります。

総合文化センターのように箱物に指定管理者制度を導入したり、看護大学のように住民に直接影響のない教育機関を独立行政法人化するのとは少し次元の違う話であります。

また、知事は、公営企業法全部適用の限界を述べ、同方式による経営に否定的であるにもかかわらず、こころの医療センターを全部適用による経営とされました。論理矛盾であります。

全員協議会で、この点をお尋ねしましたら、法で県に設置が義務づけられ、県の医療行政と整合性を図る必要があるとのことでしたが、県の医療行政は精神医療のみならず、高度医療、地域医療、不採算医療も同等に大切な医療行政でなければなりません。このたびの県立病院改革は、単に赤字の病院は経営形態の変更、黒字の病院は継続経営としか受けとめることができないゆ

えんであります。

一定の議会との合意、当該住民への安心感を与える説明、そして、そこに働く職員に対しての説明の後、条例案、予算案の上程があつてしかるべきであり、今回の提案は時期尚早と言わざるを得ません。

そこで、以下の提言をさせていただき、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

第1に、総合医療センターであります。平成15年、6年ごろ様々な問題が生じ、看護師の大量退職が発生し、病棟の閉鎖、経営収支の悪化となりました。その後、関係者の努力により、ようやく看護師の離職防止が図られ、平成20年4月には292人、平成21年には312人、そして、本年の4月には330人程度の確保が見込まれて、安定的な看護師の確保・定着が見られます。

看護師確保の結果、昨年10月より入院病棟を10対1から7対1に看護基準を改め、収益に大きく貢献をしており、病院の可能性詳細調査結果による3年後の目標を既に達成している状況であります。

そこで、現在懸案であつた看護師確保が順調に推移し、経営改善、職場環境の改善がなされつつあることを考慮し、独立行政法人化による新たな看護師離職のリスクを避けるため、公営企業法全部適用による3年間推移を見守り、平成25年度において、22年度、23年、24年度決算等を十分精査し、20年度と比較して悪化傾向が見られた際は独立行政法人化などに向けた議論を進めることとし、今予算を減額修正すべきであります。

第2に一志病院であります。「病院の姿」可能性詳細調査において1法人の協力が得られましたが、結果としては民間移譲の対象になりませんでした。今後も県立病院改革基本方針のように、改革方向は変えずに検討を続けるという毎年だらだらと結論の出ない中途半端な議論が続けば、職員のモチベーションを高く維持することは困難であり、特に医師派遣元である三重大学医学部に対しても失礼な対応となります。同時に、過去の一志病院に対する医療政策の失政により離れた患者が、家庭医療という分野で頑張った結果、ようやく患者が戻りつつある経営状況であります。

先日行われた健康福祉病院常任委員会参考人意見聞き取りにおいて、竹田三重大学医学部附属病院長は、「家庭診療医の成功例として全国で有名になっている。県はそれを売りにして医師を集める方向にしていけばいいのではないかと思う」との発言がありました。そこで、当分の間、10年程度と期間を区切り、公営企業法全部適用による県立県営の方針を明示すべきであります。

第3に志摩病院であります。現在、志摩病院は、残念なことに地域医療を担える状況では決してありません。しかし、現在提案されている志摩病院指定管理条件（骨子案）では、余りにも住民無視であり、住民の期待にこたえておらず、その実現性もずさんと言わざるを得ません。相手のあることから、具体的内容は示せませんでは、議会に白紙委任を求めるようなものであります。

指定管理者制度導入の条例提案の前提には、病院の姿を議会や県民に明確に示さなければならないと思います。

その必須条件として、一つ、産科、小児科の設置は当然とした診療科目及び診療科目ごとの医師数を明示する。その際、指定管理者派遣の医師数、三重大学など支援大学派遣医師数の内訳を明示する。三重大学からの派遣医師数は県が責任を持って確保する。

一つ、志摩地域における365日24時間、二次救急体制確立の枠組みを明示する。

一つ、災害時医療体制確立の枠組みを明示する。

これら必須3条件の実施が即不可能な場合は、実現に向けた工程表なり、3年以内程度の目的達成年度を明示することを求めます。

次に、病院の姿を示すに当たり、県議会との合意を得ることを求めます。知事と議会による協議機関の設置なども一つの方法かと考えます。

最後に、病院の姿が県議会と合意された後、速やかに志摩地域における説明会を実施することを求めます。

具体的な病院の姿の提示、議会との合意、地元説明が終了するまでは、条例案、予算案審議は不可能であります。ゆえに、今議会に上程された条例案、

予算案の撤回、もしくは凍結を求めます。

第4に病院事業庁であります。知事提案において、当分の間、県立病院を所管する組織が必要となり、管理者を設置しなければなりません。そこで管理者を県庁人事から脱皮し、経営・管理能力を有する医師または病院経営の実績を持つ有力者を県内外から広く招聘してはいかがでしょうか。その際、管理者の給与水準を大幅に引き上げることも検討すべきであります。加えて、病院経営の専門的見地を有する職員の育成を図るべきであります。

以上の提案に対する知事の御所見をお伺いします。

[野呂昭彦知事登壇]

○知事（野呂昭彦） まず、県立病院改革に関する基本方針についてでございますけれども、県立病院につきましては、これまで高度医療とか災害医療など、政策医療の提供に大きな役割を果たしてきたところでございます。しかし、医師や看護師の不足など医療を取り巻く環境が大きく変化をしていく中で、各病院が果たすべき役割あるいは機能、これが十分には発揮できなくなってまいりました。このままでは県民に良質な医療を安定的、継続的に提供していくということが難しくなってきておるところでございます。

こういう基本的な認識に立ちまして、平成18年度以降、県立病院改革の議論については、議会の皆様とも今日まで積み重ねてきたということについては、舟橋議員もよく御承知のとおりでございます。

そして、そういう議論を経ながら、このたびそれぞれの病院の改革の工程も含めました県立病院改革に関する基本方針を策定いたしまして、去る1月27日に公表をさせていただいたところでございます。

総合医療センターの改革につきましては、単に収支改善を目的としておるのではございません。なぜ行政独立法人化をするのか、そういったメリット等についても記載が既にしてあるところでございますが、運営体制を変更いたしまして、意思決定の迅速化あるいは職員採用や会計処理の弾力化などによりまして、診療体制等を充実させていく、今より向上させていくということをおることを目的としておるところでございます。

本年度に入りまして、7対1看護体制でありますとかDPC、診断群分類包括支払方式という、これは専門的な用語でございますが、こういったものを導入することによりまして、診療単価は高くなる傾向にございますが、しかしながら、患者数の減少傾向は続いておりまして、また、病床数も100床以上が休床、すなわち使われない状態になっておりますなど、期待をされている機能を十分発揮できない状況にあるわけでございます。

このような状況を改善しまして、北勢地域だけではなく、県全体の医療水準の向上に貢献する病院として医療機能をさらに充実させるためには、早急に改革に取り組んでいく必要がございまして、そういう中で基本方針の改革工程に沿いまして、地方独立行政法人化を進めることとしておるところでございます。

さらに、一志病院についてお話がございました。一志病院につきましては、その診療圏が津市、白山及び美杉地域に限定をされております。県立病院の枠組みでは福祉領域への取組を進めることにも制約がございました。そういうことから、ニーズにこたえられる事業者へ移譲し、保健・医療・福祉の領域にまたがる総合的な高齢者ケアへの転換を図るということを方針としております。

しかしながら、可能性詳細調査の結果といたしまして、一つの団体から協力は得られましたものの、直ちに民間移譲の手続をとるということは困難であると考えておるところでありまして、したがって、一志病院については、当分の間、県立県営で運営を行っていくということにします。

なお、平成24年度以降の体制につきましては、こころの医療センターや病院事業庁を含め、その組織等につきまして、どのように変更をしていくのか、このことについては早急に検討を行いまして、改めて改革の工程としてお示しをしていきたいと考えておるところであります。

志摩病院についてでございますけれども、志摩病院につきましては、医師の不足等によりまして十分な救急医療体制が確保できず、産婦人科や小児科につきましても休診や縮小をせざるを得ないなど、存続すら危惧される厳し

い状況に今日ございます。

救急医療、産婦人科や小児科の診療体制等につきましては、これは運営を行います団体の考え方とか、あるいは実際に業務を行う医師によっても異なるところでございます。また、現在医師を配置しております三重大学や南勢志摩地域における他の救急医療機関、それから地元医師会、こういったところとも十分協議を行っていく必要がございます。

これは議員の皆さんに特に御理解をいただきたい点でありますけれども、指定管理者の公募に当たりましては、県が求める医療機能等の条件をお示ししまして、応募者に対しましては、この条件が実行できる診療体制であるとか、あるいは医師数を含めた提案をいただいてくる、そういうものを応募者に求めていくという考え方の整理であります。

なお、基本方針とともに説明を行いました指定管理条件については、この県が求める条件の骨子としてお示しをしておるところでございます。

また、一昨日、土曜日に開催をいたしました志摩地域の住民説明会におきましても、御意見をいただいたところでございますが、県としても事業者を選定する選定委員会へ住民の代表の方に参加をしていただくとともに、指定管理者制度移行後も情報提供や意見交換を行う、そういった仕組みを導入していきたいと考えておるところでございます。

今後とも、県議会で十分な御議論をいただくとともに、地元住民の皆さんへの説明も行ってまいります。具体的な手続に入る時期につきましては、これ以上遅らすことはできないと考えております。

病院事業庁についてでありますけれども、先ほども申し上げましたが、県立病院改革につきましては、平成18年度以降、県議会の皆さんとも議論を積み重ねて今日まで来ておまして、これは先送りできない課題であるということから、基本方針の工程に従って改革を進めてまいりたいと考えております。

病院の運営に当たりましては、人材の育成につきましても当然重要であると考えておりますので、これからの病院改革の中で十分に参考にさせていただいてまいりたいと考えておるところでございます。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 総合医療センターと志摩病院については随分考え方の開きがありますけども、もともとこの県立病院の問題が起こってきたのは、やっぱり医師・看護師不足が大きな発端になってきているわけであります。

そうした中で、先ほど知事がおっしゃったように、総合医療センター、今100床の隙間があるとおっしゃいました。11年から全適が始まった。そのころに総合医療センターが今の地へ改築された際に500床構想というのがあったんです。きちっと500床の病院にしていこうと。そうした中で全適があり、13年度ぐらいに65床だったか、増やしているんです。

そして、その後、15年、16年、看護師が大量に退職をしていく事態が起こってきた。そうしますと、中堅がたくさん退職をしましたので、準夜、深夜の2人体制では、新人ばかり2人で、もうこんな危険な状況ではなれない。また、新人だけですから、当然こんな怖いことはようしませんという対応策に弾みをかけていったというような事態がありました。それがあつた面では今の100床の隙間をつくってきた原因と言わざるを得ません。

ただ、今のように、先ほど申し上げましたように、毎年20人ずつぐらい、今、看護師が確保されてきているわけであります。その延長線を考え、今の努力をすれば、看護師確保だとか離職防止が今図られつつあるわけでありますので、その点を考えれば、100床の隙間というのは埋めることが可能だというふうに思いますし、逆に、独法化することによって、いわゆる看護師さんの人の心のひだに触れる問題に大きくなるわけであります。

医療は人が行うものであります。もう少し看護師の確保という視点から、この独法化の問題を一遍検討いただきたいと思うところでございます。

それから、志摩病院につきましては、ある面で、いわゆる指定管理者についての議論をしていかなければならないというふうには考えております。しかし、現在示されている骨子案では、20日の説明会の話ではありませんけれども、やはり住民の皆さんの不安は相当高いものがあります。きちっと住民のほうを向いた、受託してもらうであろう指定管理者のほうを向いたような

条件設定ではなく、また、議会もしっかりと参加をして、議論をさせていただき条件設定のもとで、この問題に対処していただきたいというふうを考えているところでもあります。

過去は検証できても、未来は予測でしかありません。当然立場が違うものが議論をすれば、その延長線は違う姿が見えてくるかもしれません。しかしながら、こと病院の改革という命にかかわる問題でございます。しっかりと議論をさせていただいて、そして、得た結論で、県民のために住民の皆さんの医療を守る、安定的に守るために努力を双方がするべきではないかというふうを考えているところです。

県庁を歩いておられます、県庁の幹部の皆さんでも、「舟橋さん、知事が言うておる改革、大丈夫かなと、失敗するんじゃない」という心配をしている方も見られます。少々の時間をかけることが、結果としては最良の結果を得たり、また、予定より早く目的に達することもあるわけであります。そういった意味では、今後、一般質問や何かで十分なまた議論を尽くしていただきたいと思いますが、実は、昨年12月24日、知事は定例記者会見において、鳩山政権の政権運営に対する感想の質問のお答えで、余りにも性急にやろうとすれば、国民の理解が追いつかないまま、あるいはまた、必要な地方の意見とか国民の意見が十分聞けないまま、少し議論が進んできたように思いますがと述べてみえます。

また、マニフェストについての質疑について、知事は、きちっと説明責任を果たすということ、それから君子豹変なんていうのはあるわけでありますから、こういうリーダーたちが間違っているとわかれば、即刻それをただしていくということは、私は大事なことだと思いますというふうにお答えしてみえます。知事のおっしゃった言葉を私のほうから改めて申し上げておきたいと思います。

時間がありませんので、次に行きます。

防災環境対策についてお伺いします。

まず、三重地震対策アクションプログラムについてお伺いします。

近い将来発生が予想される、東海・東南海・南海地震に対する備えは、県にとっても重要課題であります。県は早くから対策条例を制定するとともに、耐震化に向けた努力に対し、敬意を表します。

学校や県有施設など公共施設の耐震化は全国に比べ高い割合で整備されてきました。また、個人住宅の耐震化については、耐震診断、耐震補強の事業を推進していますが、これはまだ道半ばと言わざるを得ません。あと、残された対象者として民間事業所があります。三重県において、8万5000社余りの事業所が存在し、業種区分において、製造業が全国平均21%に対し、38%と高い率を示し、その90%以上が中小零細であります。

県が平成19年に行った三重県企業防災取組状況調査においても、防災力の弱さが読み取れます。

そこで、平成22年度は、第2次三重地震対策アクションプログラムの最終年度であり、本年度策定予定の次期アクションプログラムでは、どういった点に力を入れて取り組むのか、お伺いをいたします。

次に、環境対策についてお伺いします。

昨年末の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP15）で承認されたコペンハーゲン合意に基づき、2020年温室効果ガス削減目標を鳩山政権は、対1990年比25%削減と表明しました。

政府は、目標達成に向け、地球温暖化対策基本法（仮称）を今国会に提出し、目標達成に向けたロードマップを提示する予定ですが、企業や家計への負担は大きく、実現へのハードルは高そうであります。

県は、三重県地球温暖化対策推進計画が平成22年度で終了し、これまでの取組成果を検証するとともに、新たに地球温暖化対策実行計画（仮称）の策定に入ると聞いています。2020年の目標達成に向け、この計画も相当高い目標と実行が求められることになると思います。

そこで、新たな計画を策定するに当たり、CO₂削減25%をどのように考慮し、具体化していくおつもりか、お伺いをいたします。

次に、CO₂削減の有効な手段としてソーラー発電とLED照明がありま

す。ソーラー発電は、昨年、国のスクール・ニューディール施策においてメ
ニュー化されました。環境学習の手段としても非常に有効と考えましたが、
県教育委員会は導入に対し非常に消極的であり、残念に感じたところでござ
います。

そこで、今後の県有施設へのソーラー発電の導入計画についてお伺いしま
す。

次に、LED照明は、現在、価格は従来の電球に対し、大よそ10倍高いが、
寿命も10倍長いと言われています。一方、同等の照度を得るには、蛍光灯の
2分の1、白熱電球の10分の1の消費電力で済み、明らかにCO₂削減に有
効であります。また、電球の交換時、天井が高く、足場が必要なこの本会議
場の天井照明等には、長寿命は大きな長所でもあります。

三重県下の信号機は3023基あり、うち1080基、35.7%が既にLED化され、
LED化の進捗状況は信号機が最も進んでいると感じます。残念ながら県有
施設におけるLED照明の普及はほとんど進んでいません。今後、市町も含
めた公共施設におけるLED照明の導入についてどのように推進していくの
か、お伺いをします。

次に、M-EMS（ミームス）についてお伺いします。

事業所が環境改善活動を行う際、マネジメントシステムは非常に重要であ
ります。大手企業は国際規格であるISO導入を推進しています。中小企業
においてもISOの導入に努めていますが、昨今の経済情勢により、ISO
認証を取りやめる企業も出てまいりました。そこで、三重県が設立した中小
企業向け、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード、通称M-EM
Sが脚光を浴びています。

M-EMSは、平成16年9月に環境省の支援を受け、みえ環境県民運動協
議会がM-EMS認証事業部を立ち上げました。その後、事業の打ち切りによ
り、M-EMS認証事業部は、平成20年10月に一般社団法人M-EMS認
証機構と改編され、現在に至っています。

先輩認証機構であるKES（京都環境マネジメントシステム・スタンダー

ド)の規格を使用し、KESの同時取得もでき、県内外での評価を受けることができます。

登録団体もようやく本年3月で170社ほどになりました。三重県内の事業所は、先ほど申し上げたとおり、8万5000社からあります。環境対策にすべての企業が参加してもらうためには、現在の170社に甘んじるわけにはいきません。今後も県が主体的にM-EMSの推進を図ることがより重要と考えます。県の入札や調達に対し、M-EMS取得企業に優位性を持たせることも一つの方法であります。

県が設立、導入した認証制度であります。みえ環境県民運動協議会から一般社団法人へ改組したことにより、県とのかかわりが薄れたような意識が県にあるのではないのでしょうか、危惧しています。

そこで、M-EMSが政策上、三重県が設立して、推進した制度であることを改めて確認しておくとともに、今後、県からの支援や県の普及啓発についてお伺いをいたします。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長(小林清人) 私のほうから、県有施設へのソーラー発電への導入計画について御答弁いたします。

県有施設への太陽光発電の導入につきましては、平成13年4月に公共施設等への新エネルギーの導入指針というものを策定いたしまして、取り組んでいるところでございます。

平成20年度末時点で県有施設への太陽光発電導入実績は、県庁舎、それから県立学校、浄水場や道路の交通安全施設など、合計124施設になっておりまして、1161キロワット、これは原油換算に直しますと年間284キロリットル、二酸化炭素換算では年間433トン相当になります。

太陽光発電の導入につきましては、二酸化炭素削減に貢献するだけではなく、例えば震災時等の非常用電源として活用できるなどの利点もあることから、今後も関係部局と連携して導入に取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、御質問ございました今後の予定でございますが、平成22年度に

は、各広域防災拠点の無線用等に設置をしたり、それから、施設面では津西高校、それから、新伊勢庁舎、新博物館等を想定しております。

以上でございます。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（東地隆司） それでは、民間事業所の耐震化などの防災対策についてお答えさせていただきます。

東海地震や東南海・南海地震などの大規模地震からの減災を進める上で、建築物の耐震化は最も重要な対策の一つです。このため、県においては、平成19年3月に三重県耐震改修促進計画を策定し、学校や医療施設、社会福祉施設のほか、多数の人が利用する集客施設や一定規模以上の工場など、特定建築物の耐震化を促進しており、第2次三重地震対策アクションプログラムにおいても、具体的なアクションに位置づけて、取り組んでいるところです。

こうした取組に加えて、平成22年度は、企業防災力を向上するために、新たに中小企業の事業継続計画モデルを作成するとともに、県内事業所の防災力を調査し、事業所の自助・共助の取組を促進していきたいと考えています。また、中小企業者向けに設けている工場や店舗の耐震改修工事、設備の転倒防止工事などの低利な地震対策資金融資制度について、御利用いただきやすいように、貸付利率や融資限度額の緩和を図りたいと考えております。

第3次三重地震対策アクションプログラムの策定に当たっては、これまで実施してきた地震対策を総点検するとともに、関係部局や市町と連携して事業所の事業継続計画やその柱となる耐震化など、地震からの減災をより一層促進する対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔渡邊信一郎環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（渡邊信一郎） 私のほうからは、3点お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、国の中期目標でありますCO₂の25%削減をどのように考え、取り組んでいくのかという御質問でございます。

現在、国では、関係省庁の副大臣級で構成いたします検討チームを結成され、2020年度まで排出量を1990年比で25%削減するという中期目標の達成に向けました行程表や地球温暖化対策基本法の内容などの検討が行われているところでございます。

現在の三重県地球温暖化対策推進計画では、2010年度末までに温室効果ガスの排出量を森林吸収分も含めまして、1990年度比で3%削減するという目標を掲げてございます。しかし、最新のデータであります2006年度、平成18年度ですが、8.8%の増加となっており、目標達成ははかなり厳しい状況になっております。

本県では、新たな地球温暖化対策の実行計画を策定するに当たり、先月21日に三重県環境審議会に諮問いたしまして、専門的かつ集中的な議論を行うため、学識経験者、産業界や消費団体を代表される方々などをメンバーとする計画部会が設置をされております。今月17日には第1回が開催され、産業の影響や地域特性も踏まえながらチャレンジしていけるような目標が必要ではないかとの意見も出されております。

今後、県としましては、審議会からの答申も踏まえ、幅広く県民の皆様の意見をお聞きし、新たな地球温暖化対策の目標設定や、それを実現していく対策などの検討を進めてまいりたいと思っております。

2点目のLED照明の導入につきまして御答弁申し上げます。

昨年6月、国におきまして、温暖化対策や廃棄物対策等の喫緊の環境問題に対応するため、平成21年度からの3カ年事業といたしまして地域グリーンニューディール基金が創設されました。本県には、温暖化対策としまして3億5300万円が交付されたところでございます。

この基金を温暖化対策の啓発等に有効に活用するため、市町の公共施設におけますLED照明や太陽光発電の設置などを複合的、一体的に取り組む事業に対して支援を行っているところです。平成21年度は、伊勢市、鳥羽市、いなべ市及び大紀町の4市町に対しまして9175万9000円の支援を行い、LED照明などへの改修が進められているところでございます。

平成22年度当初予算におきましても2億6124万1000円を計上しており、引き続き市町が実施いたしますLED照明などの複合的な省エネ施設等の導入に対し支援を行い、CO₂の削減に取り組んでまいりたいと思っております。

3点目のM-EMSについてでございます。

本県では、平成16年9月に自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、低コストで小規模な事業所にも取り組みやすい三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム、いわゆるM-EMSを創設いたしまして、その普及に努めており、本年度末には170社が達成する見込みでございます。

M-EMSの認証や普及につきましては、一般公益法人でありますM-EMS認証機構で行われており、県としても審査員研修や普及啓発業務に対する支援を行っております。また、M-EMSの取組には電気や事務用紙の削減など省エネルギー・省資源の対策も多く見られ、CO₂の削減にもつながっておると考えます。

今後も温暖化対策としての効果も期待できることから、M-EMSのさらなる普及が図られるよう、M-EMS認証機構に対し引き続き支援を行うとともに、認証機構と協働しまして、M-EMSの普及に努めてまいります。

以上でございます。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 時間が少ないですから、次に行きます。

県民しあわせプラン第二次戦略の総括と次期戦略計画の策定についてお聞かせ願います。

16年に県民しあわせプランが策定されました。知事は、10年先を見越したプランということでございました。そして、本年は第二次戦略の最終年度、県民しあわせプランからスタートして7年目、いわゆる10年先を見越した中での3分の2が終わってきました。ただ、この間、予測しなかった経済の不況、そこで緊急雇用・経済対策に随分お金が要りました。そうした状況を踏まえた上で、現段階での知事の総括をしていただきたいと思えます。

数値目標だとか予算の増減だけでは、知事がどのような感じで、この7年

目、県民しあわせプランが達成しているかわかりませんので、みえの元気づくり、みえのくらしづくり、みえの絆づくりという、いわゆる県民しあわせプランの目指すべき三つの社会像を起点として、お話をいただきたいと思えますし、次期戦略計画についての工程表なり考え方をお聞かせ願いたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 県民しあわせプランのみえけん愛を育む“しあわせ創造県”を、県民が主役となって築くというこの基本理念を具体化するために、第二次戦略計画におきましても、「元気づくり」、「くらしづくり」、「絆づくり」、この三つの社会像を目指して取り組んできておるところです。

まず、一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会を目指す「みえの元気づくり」におきましては、次世代を担う人材育成に取り組みますとともに、知識集約型産業構造への転換を目指していくということが大事でございます。特に産業政策の中でも、地域資源を活用した商品開発や販路拡大、新たな事業分野への展開、多様なイノベーションへの取組、また、技術人材の育成など、「元気づくり」に向けた取組を引き続き進めていくということが大切だと考えております。

暮らしの安全・安心につきましては、防災、医療、福祉、地球環境の保全など、県民の皆さんの命や暮らしに直結する取組を進めておるところでございます。

近年の状況にかんがみ、特に子育てや防災、防犯、環境保全などにおきまして、地域、企業、行政が連携して、暮らしの安全・安心を支える取組をさらに進めていくということが重要であると考えております。

「絆づくり」ということについてでありますけれども、交流基盤の整備や、あるいは集客交流につながる取組を進めてきておるところでございます。

こうした中で、社会基盤の弱体化も進んでいるということで、地域の資源を再確認し、継承するなど、地域をよりよくしていこうという、そういう芽も育ってきておりますので、「美し国おこし・三重」など、地域のきずなを維

持・再生するための取組、こういうものが重要であると考えておるところで
ございます。

来年度、22年度は、この第二次戦略計画の最終年度でございますので、目
標達成に向けて努めてまいりたいと思っております。次期戦略計画について
は、その準備も進めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 少し時間が短かったもので、知事の思いが十分聞くこと
ができませんでした。

何々の数字が増えたとか減ったとか、そういうのではなかなか県民の感性
というのが推しはかれません。

ただ一つ、県民一万人アンケートなどの中で、4年連続で住みやすさの数
値がダウンしています。ああいうところはやっぱり気にしなければならない
ところかな、いかに7年目の成果がそういう指標にあらわれてきて、これか
らどういうふうにしていくかという対策を考えなければならないのかなとい
うふうを感じたりもしているところであります。

平成15年4月、知事選挙により、野呂知事が誕生しました。実は、平成15
年というのは、14年から16年度までの北川知事の総合計画、三重のくにつく
り宣言第二次実施計画の2年目でした。野呂知事が誕生したことによって、
平成16年から18年までの新たな総合計画県民しあわせプラン第一次戦略計画
に改正されたわけです。

知事が変われば、総合計画が変わるのは宿命かもしれませんが、当時、
くにつくり宣言第二次実施計画に傾注した努力は、労力は一体何だったんだ
ろうなというふうにしたことも記憶にあります。

このたびもそのようなことがないように望むところでございますし、その
ためにはある面、第三次戦略計画策定に対する知事の本気度が次期選挙戦へ
の知事的意思であり、試金石かもしれません。そのときに私が応援できるか
どうかはわかりませんが、新年度、しっかり戦略計画について議論を
させていただきますことを申し添えて、終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 35番 貝増吉郎議員。

〔35番 貝増吉郎議員登壇・拍手〕

○35番（貝増吉郎） 自民みらいの会派を代表して質問させていただきます。

先ほど1番バッター舟橋議員は、昨日の第3回美し国三重市町対抗駅伝で優勝されたと言いましたけど、だから1番、桑名市は2番でございますので、でも、順番は確実に上がってきている桑名市でございます。

そんなことと、今朝津駅をおりますと、来年度からNHKの大河ドラマで「江」に決定と、大変うれしい話題が舞い込んできたところでございますけども、今日は質問ということで、先ほどの舟橋議員同様、やっぱり言わねばならないことはしっかり言わせていただいて、議論をさせていただけたらと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出させていただいております質問事項に基づいて、順次質問に入らせていただきます。

まず、最初に、これは去年の11月27日も質問させていただきましたけど、あれから90日経過しました。国の予算も決まり、今は来年度予算がもう間もなく決まるかというさなかでございますので、この過程に基づいて、県庁として、知事としてどのように踏まえてきたかと、その辺を踏まえて質問させていただきます。

選挙の結果を受けて、あの5カ月前の選挙戦でうたわれてきた民主党のマニフェストでは、子ども手当の支給や公立高校の実質無償化、農業者への戸別所得補償、高速道路の無料化、暫定税率の廃止など実に多彩で、「コンクリートから人へ」というスローガンのもとに生活者へ直接給付を、そんなことを中心とする施策が挙げられていました。

これはその前に、選挙前に麻生内閣がやられてきました。前の体制から乖離、そして、本当に国民が一番大事なのは何か、疲弊した体制をどのように建て直すかといったことから、いろんな諸般の基金を地方に与え、そして、また同時に、そういうさなかでも、大変苦しいさなかでは、支援として給付

金、皆さんいただいたと、また、エコポイントもつくっていただいたと、そういうことがこの民主党でも引き続き同じように行われてきたわけでございますけども、しかし、半面、こういった国の施策を見たとき、来年度事業予算を見たとき、時の自民党というのは、この民主党のマニフェストに対して、その実現のためには、財源は増税か国債を大幅に増発しなければ構築できないと、そう指摘されてきました。

これに対して、民主党は、無駄をやめればマニフェストに必要な財源は幾らでも生み出せると主張されてきましたが、実際、国の鳩山内閣は、平成22年度予算で、公共事業には無駄が多いとして過去最大の18.3%の予算を削減し、そこまでしても財源は生み出せず、暫定税率については、マニフェストで一たん廃止としたにもかかわらず、形だけを変えて、実質的にはそのまま維持をすることとされてきました。

思い出すのが2年前の福田内閣のとき、暫定税率の維持の継続をめぐる混乱したとき、あの混乱は一体何だったのかと、改めて思い起こしたわけでございます。

しかし、そんな中、国は子ども手当についても、マニフェストにおいて、財源は全部国で面倒見ましょう、国費負担としよう、そう言ったにもかかわらず、次年度、平成22年度限りの措置とはしていますけども、従来からの児童手当の制度を残し、その児童手当の財源については、これまでどおり地方負担となったところです。

一方で、自民党は先月28日、政府の予算案の対案となる経済と財政に対する自民党の考えをまとめています。一般会計総額は、政府案より3兆円少ない89兆5000億円、子ども手当などの民主党の目玉施策を取りやめ、公務員人件費の1割削減などを盛り込む一方で、雇用対策などの施策に配分する予算として1兆3000億円の重点枠を設けるなど、これまで政権を担ってきた責任政党としての自負ものぞかせています。

このような状況を見て改めて思うのは、国と地方の関係の中で、あのマニフェストは一体何だったのかと、民主党は本気で国民の生活や地域の実情を

真剣に考えていたのかと、疑問だけが残るのは私だけではないでしょう。結局のところ、今はっきりしているのは、あのマニフェストにより、国民の生活や地方の現場がさんざん振り回されたということにあります。

このように、マニフェスト選挙の傾向が強まってくると、選挙民には聞こえはよいが、実現不可能なマニフェストを掲げて、政権を獲得した場合の弊害というものは非常に大きいものと思わざるを得ません。

そして、今後も政府・与党がマニフェスト実現にこだわるあまりに、地域主権に名を借りた地方へのしわ寄せが今以上にさらに出てくることも大変危惧されます。

そこで、知事にお伺いいたしますけども、マニフェストを掲げた選挙から平成22年度国家予算編成までの政府の対応について、地方の現場を預かる知事として、改めてどのように評価されているのか、お伺いをさせていただきます。

またあわせて、民主党のマニフェストの実行のいかんにかかわらず、県としてやるべき課題や必要な施策はまだまだ数多くあるはずです。しかし、今の国と地方の関係において、地域主権と言いながら、今回の子ども手当の取り扱いのごとく、地方もマニフェストへの対応を余儀なくされることがどうしても生じてくるのではないかと懸念しています。そのような事態に対して、知事が掲げる政策を実現する上でどのように対処していくつもりなのか、御答弁をお願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、昨年夏の総選挙で誕生しました鳩山内閣でありますけれども、コンクリートから人へ、あるいは人間のための経済、新しい公共、文化立国といった基本的な考え方、いろいろと出てきておるところでございまして、そういう中で様々な政策の転換を行おうとしておるところでございまして。

こういう考え方につきましては、貝増議員も御承知の県民しあわせプランに掲げます、みえけん愛を育む“しあわせ創造県”を県民が主役となって築

くという、この基本理念でありますとか、それから、御承知の三重の県政運営の大きな柱にも据えております新しい時代の公であるとか、あるいは文化力、こういう県政運営の基本的な考え方と同様の方向にあるというふうにご考えておるところでございます。

また、鳩山内閣におきましては、地域のことは地域に住む住民が決める地域主権の考え方というのを打ち出してございまして、国と地方の協議の場の法制化、義務づけ・枠づけの見直し、補助金の一括交付金化などに取り組んでおるところでございます。

こうした動きの中で地域主権社会の確立を確固たるものにしていくというためには、地方からも国に対して積極的な提案を行っていくということも重要でございますし、さらに、県は県として、地方は地方として行政能力を高めていくということも重要であると、こう考えております。

さらに、総額92.3兆円と過去最大になりました平成22年度の国家予算についてでございますが、私は大変厳しい中で財政規律の確保と、それから、マニフェストに掲げました政策の実現、このバランスに腐心をして編成されたものと考えておるところであります。

公共事業が、対前年度比で18.3%減と厳しい内容になっております一方で、地方交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な地方交付税というものが増額されましたことは、地方への配慮があったものと受けとめておるところでございます。

また、公立高等学校授業料の無償化などにつきまして、新たな制度として創設をされましたけれども、これは国民負担の軽減になる施策でもお感じしておるところであります。

総じて鳩山内閣についての評価ということにつきましては、鳩山内閣が発足をしましてまだ5カ月しかたっていないということでございます。また、鳩山内閣にとりましては初めての本格的な予算編成でございますから、本来の評価としては、まだこれからのことになるかと、こう思いますけれども、私としては、鳩山内閣の動向に注視をいたしますとともに、全国知事会等とも

連携をしまして、国に対して言うべきことは言っていきたいと考えております。

そして、先ほどもちょっと触れましたけれども、こういう地域主権の社会を目指すという動きをしっかりと受けとめながら、県としてもやるべきことをしっかりと進めていくということが重要であると考えております。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

○35番（貝増吉郎） 船出したばかりの国の政権に対する考えというのは、大変考慮していただいた分もあるという知事の答弁ですけども、これはやっぱり継続してその辺がやっているんですけども、今やっぱり国の財政、改めて見ますと、どこを探しても金はないと、埋蔵金もあるだろうと言っていたけども、一時的に埋蔵金があったって8兆円、それも組み込んでいる、しかし、事業仕分けしても金は出てこなかったと。

先ほどの質疑もありましたけども、オーバーコートの中のマニフェストの分です。それについてはやっぱりこれとこれは党からの一声でやらなければならないとなったときに、92兆3000億円も膨らんでいるけども、そういった中でもやっぱり怖いのが、国債発行額が44兆あって、国に入る国税を上回ってしまったと、これは戦後初の出来事ではないかと。

そういう実態を見たとき、あるいは歳出のほうでも子ども手当の創設や社会保障関係、これでどんどんどんどん伸びてきていると。こういった伸び率は多分これからもどんどんどんどん伸びていく。税収入が減り、出るのは増えていく。当然国債発行してカバーしなければならない。どこで打ちどめになるのだろうと。しかし、最後は子ども手当のときと同様、地域主権、地方と言いながら、やっぱりこの分は地方で見てくださいと、そういうことがまだまだ出てくる可能性というのは大いに危惧されるわけでございます。

だから、今日現在というのは、去年に引き続き交付税、臨時債を含めて大変地方に気を遣っていただけというけども、地方では一括で交付金が来たときには図書館の本も買えないという、今日の新聞に載ってございましたけど、必要な部分に使っていかなければならない予算ですから、それが安定的に地

方も自立できる、国の心配しなくても、国から蛇口を閉められなくてもやっていけるような、そういった要望というのは、これからも知事は、全国知事会の中でも、三重県という地方ではなく、全国の地方を代表した、そのくらいの覚悟で私には行っていただいてもいいんじゃないかならうかと思えますけども、そういう気持ちをしっかりと執行部の方々には持っていただいて、印刷は簡単ですけども、使うのも簡単です。しかし、やっぱりどこでまとめていくか。

昔、数年前までは、国の借金、平成12年度には返しますよと、原資を残しますと、そういった議論もありましたけど、いつの間にかそういったことも消えてしまう。そういったことをやっぱり危惧しながら、安定した三重県政運営のために知事はしっかり頑張っていたいただきたいと思うわけでございます。

そうしたときに、次の質問、国の税収入が少なければ、当然地方も少ない。ここで2番目の緊急雇用・経済対策、こちらの質問に移らせていただくわけでございますけども、20年秋以降と、これはだれが見ても、だれでも言う、100年に一回のやつだなと言っても、なかなか今日まで来ても、急速に悪化した経済というのはなかなか戻ってこない。

そのとき、県庁においては、これまで県内経済をけん引してきた製造業や県内就労者の5割強を占める土木、建設業などが業績見込みを大幅下方修正するなど、景気の後退や操業に関する懸念が深刻さを増す中、特に県内の中小零細企業においては、業績の悪化や資金繰りの大変厳しい状況が続いています。

県ではこのような雇用・経済情勢を踏まえ、平成20年12月に県庁内に副知事をトップとした三重県緊急経済対策会議を設置されています。続いて翌年、21年2月には、今度は知事をトップに、産業界、金融機関、労働団体をメンバーに官民一体の三重県経済危機対策会議を設置し、県内の経済状況の的確な把握や各方面の動向や課題の共有、そして、効果的な経済雇用の取組について検討協議を行ってこられました。

そして、それらをまとめられて5月に策定した平成21年度三重県緊急雇

用・経済対策推進方針に基づき、緊急的、継続的な雇用機会の創設や中小企業などへの経営安定化への支援、地域経済活性化支援、生活資金、就学、住宅、子育て支援など、雇用対策、経済対策、生活対策の三本柱によって、これまで六次にわたり、404億5000万余りの緊急雇用・経済対策を実施されてきました。

しかし、三重労働局が昨年12月に発表した有効求人倍率は0.47倍と、5カ月連続で上昇しているとはいえ、依然低い水準であり、厳しい状況が続いているとの見方も示されています。

片や、民間の信用調査会社の東京商工リサーチがまとめた平成21年の倒産白書では、県内で発生した負債額1000万以上の企業倒産は、前年より4件増の140件と発表されています。件数の微増は国の景気刺激策で倒産が先送りされたに過ぎず、今後は体力の厳しい中小零細企業を中心に、息切れ倒産が続発するだろうとも指摘されています。

また、1月の倒産件数の発表に際しては、倒産件数が平成21年10月以降、4カ月連続で減少しているが、体力のない企業はぎりぎりのところにあり、実体経済とはかけ離れていると、セーフティネットの恩恵で先送りされている状況との分析もされています。

このようにぎりぎりのところで、セーフティネットの有効性も発揮されているようですが、景気というのは、国が動いても、あるいは三重県が、県庁が一丸となり一生懸命頑張っても、劇的に、あるいは確実にこれで直るという処方せんはないと思います。

しかし、こういう状況がゆえに、知事が先般、冒頭に言われた言葉をかりれば、時代の峠の今だからこそ、県内の雇用の確保について、あるいは経済の活性化、特に中小企業への何らかの下支えや競争力をしっかり高めていく、あるいは養っていく方策が真剣に求められ、また、同時にこれからもどんどん進めていただく必要があるのではないのでしょうか。

そんな中、県においても平成22年度予算で、今、総額245億円もの緊急雇用・経済対策の予算が組まれて発表されています。内訳は、雇用対策110億、経済

対策72億、生活対策63億と計上されています。

このうち、中小企業金融対策事業として、中小企業の資金繰りの悪化に対する支援策の強化のために、セーフティネット資金の融資枠を3200億円から3800億円に拡大されています。また、このような緊急的な措置に加え、中長期的な観点から、販路開拓支援や試作品づくりなどの中小企業のいわゆるイノベーションを促す、将来に向けたチャンスづくりの事業も繰り込まれています。

このように県においては、緊急雇用・経済対策全般においては一定の努力をしてもらっていると思います。しかし、現下の厳しい経済情勢の中、今日を生き伸びるのに精いっぱいの中小企業に対する対策としては、はっきり言ってパンチ力に欠け、総花的な印象もぬぐえないわけであります。

知事にお伺いしますが、まず、この新しい平成22年度の雇用・経済対策推進方針に関してですが、先日の知事の趣旨説明にもありましたように、機動的かつ効果的な取組を推進していただくことに異論はございません。大いに期待をするところです。

しかし、そもそも以前の推進方針と今回の新たな推進方針との違いはどこにあるのでしょうか。また、新たな推進方針で特に力を入れた取組についてもお答えいただきたいです。

さらに、今まさに考えることは、中小企業に対する即効性のある対策を総合的に進めることではないでしょうか。今から平成22年度の当初予算を組みかえて対応することは難しいです。しかし、恐らく今年も年度途中の補正予算も視野にあるでしょうから、そうした機会をとらえて、ぜひとも即効的な対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この点、あわせてお願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、平成22年度の三重県緊急雇用・経済対策推進方針についてでございます。

平成22年度の県政運営におきましては、緊急雇用・経済対策を最重要課題

と位置づけておりまして、雇用・経済情勢の変化でありますとか、これまでとってまいりました六次にわたる対策の実績でありますとか、それから、県議会あるいは関係団体の意見、要望等もいただいてきておるところでございます、それらを踏まえまして、平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針を取りまとめたところでございます。

この中におきまして、三つを基本方針としておりまして、一つは、雇用対策、経済対策、生活対策の三つを柱に総合的に対策を講じていくということ、それから、二つ目に、市町、産業団体、金融機関、労働団体等と連携して取り組んでいくということ、三つ目に、国の対策や第二次戦略計画の施策と連動して取り組むということ、この三つを基本方針としておるところでございます。

特に、新しい推進方針につきましては、平成21年度の推進方針に比べまして、例えば地域の特性や求職者の状況を踏まえまして、きめ細やかな雇用対策を講じていくこと、それから、緊急的に対応する視点と中長期の視点に留意をしまして、地域の特性を生かした産業振興や成長が期待される分野の産業育成を目指すこと、雇用につながる生活支援と働きやすい環境づくりを目指すこと、こういったことを重視しながら対策をまとめてきておるところでございます。

具体的には、雇用対策におきましては、介護、農林水産業、観光等の成長が期待されます分野におきます雇用機会の創出と地域のニーズに応じた人材育成に取り組むということとともに、高等学校、大学等の未就職卒業者が早期に就職できるよう、研修、技能訓練を行ってまいります。

経済対策では、地域資源を生かした商品開発、観光客の誘客促進などの地域経済の活性化に取り組みまして、地域雇用の創出につなげてまいりますとともに、将来の成長が期待される産業分野につきまして、技術開発や人材育成などを重視して進めていこうとしております。

生活対策では、離職者等に対します生活資金の貸し付けや住居に關します支援など生活の安定に向けて取り組んでまいりますとともに、子育て環境の

整備など働きやすい環境づくりを進めてまいります。

これまで六次にわたる対策につきまして、間断なく対策を実施してまいりました。これに引き続きまして、今後も経済の回復と雇用、生活の安定につなげてまいりたいと考えております。

それから、中小企業対策についていろいろとお話ございました。中小企業につきましては、県内産業の中で広い裾野を形成して、本県経済を支えておりますし、雇用の場を提供する重要な存在でございまして、地域の生活者への商品や、あるいはサービスの提供を担うなど、地域経済の原動力であると認識をいたしております。しかし、景気低迷の長期化によりまして、県内中小企業を取り巻く環境はまことに厳しい状況にございます。

県におきましては、年に4回、定期的に県内企業に対する景況調査を行っておりまして、この中で県内企業の直面する経営上の課題の把握に努めておるところでございます。

昨年実施をしました4回の景況調査では、回答いただきました多くの企業におきまして、売り上げの不振であるとか過当競争の激化及びそれに伴います利益の減少、こういったことが経営上の問題点となっているということが明らかになりました。

こうした状況認識とともに、官民一体となって実施をしております三重県経済危機対策会議におきます議論なども踏まえまして、六次にわたる緊急雇用・経済対策に取り組んできたところでございますけれども、とりわけ平成22年度当初予算では、中小企業の売り上げ向上につながる取組というのを重視をし、販路開拓の支援や商談会の開催など、御指摘ありましたようなことも含めて重点的に取り組んでいくということにしておるところでございます。

具体的には、技術提案型の訪問方式によります効果的な商談会の開催でありますとか、新たな販路開拓のためのマーケティングや展示会出展の経費を補助すること、近隣都市圏におきます販売や雑誌等を活用した商品PRの機会を提供していくこと、商店街等が行います新たな顧客獲得のための取組などに支援をしていく、こういう新たにいろんなことに取り組んでいきたいと

考えております。

また、経済の本格的な回復を見据えまして、新たな需要動向への対応でありますとか、新分野にチャレンジをする企業の中小規模の設備投資を後押しすることで、地域経済の活性化に加えまして、雇用創出も図っていききたいと考えております。

それから、金融対策についてでありますけれども、平成20年12月に、信用保証協会の100%保証であるセーフティネット資金を創設いたしまして、県独自に無担保の融資限度枠を8000万円から1億円に拡大いたしますとともに、融資期間の延長、据置期間の設置等を行いまして、円滑な資金供給を図ってきたところでございます。

昨年12月からは、金融機関の協力も得まして、九つの政策目的資金の金利を前倒しする形で一律0.25%引き下げるなど、中小企業の資金繰り対策の強化にも取り組んできております。さらに、この15日からでございますが、国の対策と連動し、セーフティネット資金の対象業種を拡大したところでございます。

平成22年度当初予算では、その融資枠を3200億円から3800億円に拡大いたしますとともに、取扱期間を平成23年3月末まで延長いたしまして、今後の県内中小企業の資金需要に対応してまいりたいと考えております。

これらの対策につきまして、市町や地域の商工団体など関係機関と連携をして取り組んでまいりますことによりまして、中小企業の経営安定化と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

なお、今後とも、アンケート調査等を通じまして県内企業が直面する課題の把握に努めてまいりますとともに、三重県経済危機対策会議の構成メンバーにつきましては、これを拡大するなどいたしまして、多様な主体と連携して効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

○35番（貝増吉郎） 知事、いろいろとうなずきながら私も聞かせていただい

ていたのですが、やっぱり特に中小企業先の最後の項目では、(パネルを示す)これは信用保証協会の原材料価格高騰対策緊急保証、要は先ほど言った一昨年の暮れからの融資といえますか貸し付けですね、これはやっぱり最初のこの二、三カ月というのはどれだけ飢えていたかと、どれだけ大変だったかと、そういう状況で、一遍に皆が頼りにしていただいた。

その後、業績は伸ばしても、やっぱり今度は各中小企業さん、零細企業にとっては、やっぱり自分の会社の限界というのはわかりますから、これ以上は借りられない、何とかやりくりしてと、1年、2年して半分でも返したらまた借りると、そういう体制をずっと維持しながら自助努力で耐えに耐えて今日まで来ていただいているわけでございますけども、今、知事がおっしゃりたいのは、今度、セーフティネットの対象も拡大、国と連動してというのは、これもありがたい制度なんですけど、要は3200億円ある、それを3800億円にしたと。しかし、これ、23年3月まで延長されたということも大きなインパクトなんですけども、残っている600億円と今回増やした600億円で、1200億円ばかり融資枠はあると思うんです。

こういったことを私はモラトリアムでございませぬけども、季節資金あるいはキャッシュ・フロー対策として短期の融資制度にも勉強していただけないかと。もう一遍長期と据え置きしても、利子を低額にしてやっても、去年の12月に出された40億円の枠でも、約12%しか消化されていないと。それだけ中小零細企業にとっても期待するほど使い勝手がよくなかったと。これ、本当に必要であれば、いい制度やというたら皆飛びついているはずなんですけども、40億あっても4億5000万ばかりしか使われていないというこの現象、これ、年明けて1月、2月はゼロなんですよね。そういう統計を見せていただいて、やっぱり現場の声と一緒にやと。

やっぱり川上からの発想というより、幾ら経済界、金融界、労働団体とこうしてしっかりと会議で各方面の意向確認をされてきていると言っても、やっぱり川下がどれだけ大変な状態であるかと。私は県内各組織を使ってでも、やっぱりその辺からもう一度、一方的なアンケートじゃなくて、各県民セン

ターがその管内の地元の声をいかに現場を見ていただいた、そういった声をもう一遍逆集約して、今必要なのは、そういったキャッシュ・フロー対策であれば、あるいは季節資金であれば、そういった形の資金援助、融資枠の利用形態も意思考察していただける、そういう余地があるんじゃないかなろうかと思って、今これを出したわけでございますけども、全体の流れというのは期待しています。期待しているけども、やっぱりどこに何をぶち込んで、何が期待されているかと、そういう思いを私はしっかりと職員の皆さん方が現場を見ていただいた声を、その声をこのお金はどうしたら有効に使えるかと、みんなが喜んでくれるかと。

これ、このままいくと、またその部分が次年度じゃないけども、締め切りが終わって、なかなか利用してくれなかったら大変だなと思う。そういう結果にならないように、今、徹底的にやっていただくことが、上げられることが、厳しい社会情勢の中でも、つないで生きていく、頑張る企業がさらにステップアップし、これがまた自立できる状態になれば、県税収入にも返ってきて、資金の循環がより雇用の充足にもなっていくと思います。会社がつぶれた、雇用対策じゃなくて、失業者を増やす、そんな状態になってしまいます。

失業者を増やさない対策が、今ベストではないですけども、よりベターな雇用対策、そうとも受けとめられますので、特に中小企業、金融対策支援事業についてはいま一度、もし補正でいかれるのであれば、その辺も考慮した対策をぜひとも要望しておきます。

それでは、続いて、新県立博物館建設についてお伺いをさせていただきます。

これも以前にこの場でも質問させていただいておりますし、もう私の年と一緒に56年経過していると。しかし、改築、やっとなりのビニールシートはとれても中に入れない状態と。中のお宝は28万点あっても大変だと、そう言われて今日まで来た。しかし、やっとなりが熟したといえますか、この一、二年、大変皆さん方が頑張っていた。知事の思いもあるだろうし、そういっ

たことから、今日は改めてこの問題について再度質問させていただくわけですが、ただ、なぜこの質問をさせていただくかという、去年後半から、今までの議論と違った見解を発表される方々がだんだん増えてきたと。つまり、この新県立博物館の建設に際しては、この厳しい経済情勢の中、今、なぜ必要なのかとの意見も出されてきたわけです。確かにそれも一つの考え方ではあると思います。しかし、一方では、サイレント・マジョリティーと言われる方々がそれ以上に多いのも事実ではないでしょうか。

実際、我が県議会でも、広聴広報の役を担っている同僚議員が県内各地の学校へ出前講座の講師として出向き、博物館整備などを例に議会の役割を説明されていますが、現場に行かれた担当議員全員が、子どもたちは目を輝かせて聞いてくれると、博物館への熱い期待の声が強くと伝わってくると、我々にもその現場の状況を熱く語ってくれています。そんな県内各地の子どもたちの実際の声を黙殺してしまっているの难道うかと自問するわけでございます。

「歴史の法廷に立つ覚悟はできているのか」と、これはあのノーベル化学賞の受賞者である野依教授が昨年末に行われた行政刷新会議、いわゆる事業仕分けの中で、次世代スーパーコンピュータの開発予算が事実上凍結されたことについて批判した際の言葉です。野依教授は、科学技術振興や教育はコストではなく投資だと、そんな認識のもとに、このように示唆に富んだ発言をされています。「歴史の法廷に立つ覚悟はできているのか」、まさに今回の新しい博物館建設に対する我々の認識に合致するものです。

新しい博物館の建設に反対する、あるいは今その時期でないとの意見を述べる方々からは、なぜ今なのかと、1年や2年待てないのかとの意見も述べられてきました。しかし、果たしてどれだけの県民の方々が、あと1年や2年でこの厳しい経済情勢が劇的に回復すると予想されているのでしょうか。新聞の経済欄を見ても、個人消費の低迷、円高再燃、デフレの進行といった景気への懸念材料も払拭されておらず、楽観視できない状況にあります。

そうすると、せつかく我々議会が全会一致で建設促進の方向を打ち出した

にもかかわらず、景気が確実に上向くまでの間は、これまた確実に反対を続けなければならなくなってしまうのではないのでしょうか。議会として新県立博物館のあり方を検討し、財政的な検証を行ってきたこれまでのプロセスは一体何だったのかと。しかし、これではその間、子どもたちは三重のことを知らずに大人になってしまう。

誤解されては困りますが、子どもたちが博物館を利用できていないというのは、経済情勢が落ち込んだこの1年だけでないということです。歴史を振り返っても、かつてのセンター博物館構想を含め、新県立博物館建設の議論が始まって以来、かれこれ20年の時がたっています。このことを我々はしっかり認識しなければなりません。

経済情勢を人質に建設を先延ばしすることは容易です。しかし、それは次の代を担う子どもたちに対する大人としての責任の放棄であり、将来に大きなツケを回すことになるでしょう。

県政には喫緊の課題に対応しつつも、大所高所からの中長期的な視点に立って決断し、県民のための県政発展のための施策をバランスよく構築し、展開していく必要があるのではないのでしょうか。ゆえに、議会も提言を決断したのではなかったのでしょうか。確かに重い決断ではありますが、三重の将来のために、そして、子どもたちのために、今は予定どおり一歩踏み出すべきだと考えています。

知事も当然同様の考えと思いますが、改めて新県立博物館建設への知事の熱い思い、強い決意をお話してください。また、地域活性化の観点から、新県立博物館の整備による経済波及効果はどうなのか、あるいは新県立博物館が地域づくりにどのように貢献しようとしているのか、ぜひともお話しいただきたい。さらに、地域の博物館や団体との交流による中核的な機能の発揮や、公共交通アクセスをどのように考えているのか、そういったことについても、あわせて御答弁いただきたいと思います。

以上、博物館についてお伺いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、新県立博物館建設への思いをとということでございますけれども、私は、今、時代の峠に差ししかかっていると思います。その先に見える社会というものは、ぜひ希望を持ち、安心して暮らせる社会にしたい、こういう強い思いを持っておるわけでありますが、このような思いを実現するためには、ただ単に経済的な豊かさだけではなく、まさしく文化力の豊かな県となるということが必要であると、こう考えまして、政策を実行してきておるところであります。

その上で、今、次代を築いていく主役となります若者や子どもたちが希望を持って生きることができる三重を築いていくための取組が重要であると感じております。

中でも大切に思えますのは、未来を開く若者や子どもたちが自分の生き方について考え、自己を確立し、ひいてはよき社会の担い手として成長していくための育ちへの支援や、大人の皆さんが生きがいを見い出し、安心して心豊かに人生を過ごせるような、そのような舞台づくりであると、こう考えております。このために新県立博物館は必要な施設であると考えております。

この新博物館では、子どもたちは幅広い年代の人とともに、学校とは異なる雰囲気の中で、地域の生活文化や自然、歴史などに目を向けまして、実体験の中で学んでいくことができます。新博物館は子どもたちにとりまして郷土に対する誇りと愛着や人と人とのつながりを実感し、自分の生き方を発見し、地域のよき担い手として成長していくきっかけを提供する場になると思います。

子どもたちの成長は待つてはくれませんから、現在の県立博物館が閉館した状態にありますことから、一日も早く新県立博物館を整備する必要がございます。20年後を担う人づくりは、今、始まっておるわけでありまして、財政状況が厳しい中にありましても、今を生きることだけでなく、未来への投資ということも見据えて、しっかりと進めていく必要があると思います。

また、財政面においても、財源活用の工夫によりまして、他の必要な事業の進捗に影響を与えることなく、また、将来の県民の負担増につながらない

よう、新県立博物館の整備が進められるものと考えております。総合的に見まして、整備をするための環境が整ってきていると考えております。

次に、経済波及効果についてでありますけれども、地域活性化の観点から、平成20年12月に新県立博物館基本計画関連調査を発表しておりますけれども、その中で新県立博物館がもたらす影響、効果につきまして、経済的効果と社会的効果の両面から分析を行っております。

まず、経済的効果といたしましては、新博物館建設に伴いまして、投資額の1.375倍に当たる134億8000万円の経済波及効果があり、雇用創出効果は951人と推計をいたしております。また、開館後の管理運営費や博物館入館者の消費等により生じます波及効果でございますが、毎年9億6000万円となり、63人の雇用を創出し、それが継続すると推計をいたしております。

一方、社会的効果についてであります。ともに考え活動し、成長する博物館として、三重の資産を保全継承し、地域づくりや人づくりに貢献する使命を達成することを通じまして、次世代育成や地域や三重への愛着や誇りの醸成、三重の魅力発信などに貢献することが期待できるとしております。

私は、この地域へ及ぼす社会的効果をできるだけ大きなものにしていくということこそ、博物館を開館していくことの意味であると考えております。今後、これらの社会的効果を博物館活動の成果として、より県民の皆さんにわかりやすく見せていけるように検討を深めていきたいと思っております。

また、隣接いたします県総合文化センターとあわせた周辺地域は、今後、新県立博物館が加わり、人や知識のつながりをより戦略的に展開することで、全体として高い機能を有する魅力的な総合文化ゾーンとなっていくこととなります。拠点性やネットワーク力を高めるということで、経済的効果、社会的効果、この両方の効果を増大させていくということもより可能となると思いますので、この点につきましても今後しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

それから、地域の博物館や団体との交流による新県立博物館の中核的な機能の発揮ということでもありますけれども、新県立博物館は地域の博物館や団

体との連携を進めまして、互いに充実した活動を行っていくこととしておるところでございます。

とりわけ県内の博物館によりますみえの博物館ネットワーク、これは仮称ではございますけれども、こういうネットワークを構築する中で、県民の皆さんにとりましては、県内全域がまるごと博物館となり、身近な地域の博物館や新県立博物館を利用しやすい環境ができることを目指しております。さらには、それを地域の人や団体とのネットワークへと広げていきたいと考えております。

新県立博物館には分野ごとの専門人材がおり、また、資料の保存修復や分析などのノウハウとか設備を有しておるところでございます。こういった人材と施設を資源といたしまして、地域の博物館や団体の活動を支え、地域で活躍する人材を育成してまいりますとともに、互いの成果を地域全体に還元できるような発信機能を持つことが県立博物館に期待されていると考えております。

一例でございますけれども、熊野地域で活動をいたしております熊野古文書同好会というのがございまして、ここが三重大学と一緒になりまして、納札の調査を行ったところであります。

納札というのは、霊場に参詣したあかしとして納める札のことでございまして、江戸時代から明治にかけまして、この札を巡礼者が無料で宿を提供してもらったお礼として、その宿に納めるということが行われていました。これは熊野古道ではぐくまれた文化を象徴するものであると思います。

この納札の調査に熊野古道センターとともに県立博物館も参画をいたしまして、資料整理、写真撮影などの協力をいたしました。この調査の成果を報告会や県立博物館の熊野市での移動展示を通じまして発信をしました結果、多くの方に御参加をいただきまして、思いもよらない大きな広がりとなったところであります。

この調査への参画を通しまして、県立博物館では、組織間のつながりに加えて、人と人との信頼関係や地域と博物館の仲介をしてくれます人との

関係づくりにつきましても、新県立博物館の大きな要素になるという実感を
得てきておるところでございます。

今申し上げましたような例にありますように、新県立博物館は、今後とも、
地域や関係機関との連携をより密接にいたしまして、ネットワーク力を高め
ていく中で、県民の皆さんにより身近に活用をしていただく、「ともに考え、
活動し、成長する博物館」を実現させていきたいと考えております。

公共交通アクセスをどのようにするのかということについてでありますけ
れども、新県立博物館へのアクセスにつきましては、これまで県民意見交換
会やパブリックコメント、障がい者団体との意見交換会などにおきまして、
バスの増便や駐車場の確保、ユニバーサルデザインへの配慮など様々な御意
見をいただいてきておるところでございます。また、利便性からだけではなく、
環境負荷軽減等の意味からも、公共交通機関の利用促進を図ってまいる
必要がございます。

今後、開館に向けまして、県総合文化センターと調整しつつ、周辺の交通
機能の整備とともにバスの増便や公共交通機関の利用促進など具体策につ
きまして、バス会社などの関係機関と協議をしながら検討を進めていき
たいと考えております。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

○35番（貝増吉郎） 一生懸命エールを送っているのに、私は桑名市でござ
います。桑名の隅やぐらぐらいしゃべっていただいたらと思ったんですけ
ども、熊野が出てきましたもので、びっくりしております。

ただ、本当に公共交通アクセス、これはリピートを求める県立博物館であ
ればなおさらでございますので、今の旧の博物館みたいに、いつでも行ける
ような状態にいかに取り組んでいただけるのが大きな課題になると思います。

博物館は私も委員長をさせていただいたとき、今の副知事安田さんが教育
長でございましたけども、大変あのときもストップをかけさせていただいた
経緯があった。なぜかという、まだ機が熟していない。28万点の県内各地

でいかに興味を持って移動展示博物館をして、そして、機が熟す、これができたもので、今回は一生懸命議会としてもつくらせて、この機会を逃したらあかんと、そういうことでやらせていただいている最中でございます。引き続き頑張ってください。

最後の質問になります。県立病院改革です。これは先ほどの方と全然変わった正反対の立場での質問になりますけども、ぜひとも聞いていただきたいし、お答えいただきたい。

今、県立4病院改革の基本方針が1月22日の全員協議会で示されて、今議会において関連する条例案、予算案、上程されていますが、今回の病院改革が必要とされている大きな要因は、やっぱり病院の運営をそれぞれの病院ではなく、事務職員を中心とした病院事業庁が一まとめにして管理をしてきたからではないでしょうか。やはり病院は、ドクター、看護師、薬剤師などが中心となって運営されるべきであり、病院事業庁が運営を管理するという形そのものが県立病院運営の足かせとなっていると私は考えています。

このため、県が示している工程表では、一志病院や県立こころの医療センターは病院事業庁が継続して運営することとしています。やっぱり早急に、本音で言うなら、この年度内にも病院事業庁を解散し、組織改編をしてでも、改革に際して早急にそれぞれの病院ごとに運営できる体制にしたいと、これは本音で思っているわけでございます。いかがでしょうか。

そして、続いて、県立総合医療センターと志摩病院なんですけど、2年後に志摩病院は指定管理者制度、県立総合医療センターは地方独立行政法人化を検討と、そして、その工程表も発表されています。

その中で、それぞれの形態への移行の工程は、この基本方針の中で示されておるんですけども、新しい形態への移行後、病院の魅力を向上させ、それぞれの病院が自立し、誇りを持って運営されるために県の支援策、これが中身が全然うたわれていないんです。

総合医療センターは地域の中核病院としてはもちろんのこと、先端医療や高度医療を受け持つ病院として、地方独立行政法人として今まで以上に充実

するためには、機器などのハード面の整備や地域の病院とのさらなるネットワークの構築、そういったソフト面での強化が必要ではないでしょうか。

また同様に、志摩病院においても、志摩地域の中核病院として医師不足を解消し、地域の住民の期待に沿える病院になるために、今でもできる対策をすぐでも行う必要があるのではないのでしょうか。今のままでは、地元の人声ではないですが、厄介払いをするように見える。

そこで、知事に伺いますけども、この2年間の移行のための手続は示していただいています、実際この2年間にどのように充実させていくのでしょうか。手続に入る前ですから、細かい支援の具体策を示すことができないのであれば、今の知事の姿勢だけでも教えていただきたい。

また、今回の改革による形態を示していただいたが、それぞれの病院が充実するために変更されるわけですから、当然つまりそこでは働く人がより働きやすくなる、働きがいがあるように変更されるわけであると考えています。特に総合医療センターにおいては、現状のままで存続の危機とは言えない状況にもかかわらず、現在の全部適用からあえて地方独立行政法人へと移行されるには、そこで働く人が新たに職場に希望を持って働くために工夫をされる可能性がなくてはなりません。それは処遇面でもそうですが、中で働く職員の方々の能力を発揮できるための創意工夫、例えば看護師さんをはじめ、技術職員の人を前々から提唱されているように副院長にすべきであると考えますが、地方独立行政法人化に向けて具体的に考えていることがあればお答えをいただきたいです。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、県立病院の改革を進めるに当たりまして、四つの病院というものは、機能とか、あるいは規模、抱えております課題や、あるいは立地をします地域の医療環境、これが異なっておりますことから、4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組みを外しまして、それぞれの病院ごとに改革を進めていくということにしておるところでございます。

地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入までの期間についてでありま

すけれども、それぞれの病院、幾多の大きな課題も抱えておるところでございまして、病院事業庁におきましては、その四つの病院の運営につきまして、しっかりとその機能あるいは収支、こういったものの改善に引き続き取り組んでいくということにしておるところでございまして。

先ほども舟橋議員の御質問にもお答えしたんでありますけれども、一志病院につきましては、当分の間、県立県営で運営を行ってまいるといっておりますので、平成24年度以降の体制につきましては、こころの医療センターや病院事業庁を含めまして、組織をどのように変更していくのか、早急に検討を行いまして、改めて改革の工程としてお示しをしたいと考えております。

それから、県立病院改革についてでありますけれども、これは病院の運営体制を再構築いたしまして、今後とも、健全な経営を継続させるということをお前提に、各病院につきまして、県民に満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するというを目的としておるところでございまして。

総合医療センターにつきましては、今後、定款とか、あるいは中期目標、中期計画の作成を行っていくということになりますけれども、その中で機能をさらに充実し、職員にとりましても魅力ある病院にしていくための必要な対策について、検討も行ってまいりたいと思います。

志摩病院につきましては、指定管理者の選定を行いまして、医療機能の回復や充実に向けまして、必要な支援策等も含めまして、十分協議を行ってまいります。

それから、総合医療センターにつきましては、地方独立行政法人化を契機といたしまして、多くの分野で県内でもさらに高い評価を受ける病院にしたいと考えておるところでございまして、病院長をはじめ職員の皆さんが自ら考え、良質な医療の提供に向かって力を合わせて行っていただきたいと、こう思っております。そのために病院改革の趣旨等を職員の皆さんに十分理解していただくよう努めてまいりたいと思います。

地方独立行政法人化後の病院運営についてでありますけれども、これは法人の理

事会が責任を持って行うということになるわけでございますけれども、看護師をはじめ他の技術職員につきまして責任ある立場への登用、副院長等への登用というようなことも御指摘ありましたが、そういったことにつきましても、職員が能力を発揮していく一つの方策としては有意義なものではないかと、こう考えておまして、今後の検討の中で十分取り組んでいけることではないかと思えます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

○35番（貝増吉郎） いろいろと言いたいんですけども、本当にいろいろ今知事が言われたようないい形で充実できる、しかし、やっぱりその原点には、この向こう2年間示された、あれは事務的なことしか載っていないと、中身はこれからやと言うけども、例えば親が娘を嫁がすとき、あるいは息子が2人おって、1人が新家を出すとき、そういうときには大体決まったときに何を準備したら、準備できることは全部してあげましょと、そういうサポートがこの病院の県立医療と志摩の病院については形だけに追いかけているような、中身をいかに充足して、どういう形で、独法であろうが、指定管理者であろうが、2年後には確実に地域に喜ばれた自立した医療ができると、そのために今、不足分は全部この2年間でサポートしてあげましょかと、そういう体制が欲しいと、発表してほしいと、そう願っているのと同時に、残る一志病院とこころの医療センターについては、なぜ足かせになる病院事業庁を一日も早く、この決断したときに組織改変をし、そして、その次に私は昔あったような県庁の中に。

○議長（三谷哲央） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終了願います。

○35番（貝増吉郎） 昔あった健康福祉部の中に県立病院経営課を設置してでも、やっぱり県庁全体で医療施策と地域医療推進のために一丸となって動ける、そういう体制づくりが、今はそういう判断が必要ではなかろうかと、そういう思いからこういう質問をさせていただいたわけでございますが、十二分に、知事も思いはあるでしょうが、しかし、いろんな。

○議長（三谷哲央） 終結を願います。

○35番（貝増吉郎） 体制の中で頑張っていたきたいと思います。

以上、終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

質 疑

○議長（三谷哲央） 日程第2、議案第1号を議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

○24番（真弓俊郎） 日本共産党の真弓俊郎でございます。日本共産党を代表して質問というわけじゃなくて、議案第1号に対する質疑を行わせていただきたいと思います。もうお昼時間にもかかっているんで、早くせいと後ろからも言われているんですけども、やはり聞きたいことは聞いておかないといけないなと思っています。

今度の補正予算、100億3900万円余、この中に地域活性化・きめ細かな臨時交付金、そして、緊急雇用創出事業臨時特例交付金が大きなものとなっておりますが、まず、これについてお聞きしたいと思います。

その前に、この予算、国庫支出金がほとんどを占めているわけですけども、これが決まってきたのが2月補正ということで、この緊急雇用とか地域活性化は、本当はもっと早く県としても行いたい事業もあったのではないかと、あるいは、特にきめ細かな交付金は30億円、県に来ているけども、聞き及ぶことには、県内の市町には30億弱という形でダイレクトに国に来ている。特にこういうきめ細かな地方活性化のための公共事業などは、住民と直接関連をする市町と連携をとって行う必要があるのに、今この2月になって国から提示されるということでは、知事としても、県当局としても、もっと早くこれ

が行われておったらなという気持ちもおありになるのではないかなというふうに考えて、そこら辺の所存なんかも聞きたいなと思っています。遅かったという認識はございませんかということなんです。

中身それぞれについて、地域活性化・きめ細かな臨時交付金にまずついてお聞きしたいんですけども、中身を見ますと、県立高校の耐震化や交通安全施設の維持管理、公共施設の補修など、住民に非常にかかわる内容になっています。

この交付金がなくても、当然やるべき事業だと思っているんですけども、ただ、ここで私なんかも思うのは、この事業の展開の方法なんです。地域活性化、このことがうたわれておる以上、地域が活性化するような事業にならないといけない。

例えばの例を言いますと、私は津新町の駅周辺で生息をしておりますけども、うちの隣に15階建てのマンションがもうじき完成をします。その前にも、もう2棟、3棟と建っているんですけども、それぞれのマンション建設、地域活性化に役立っているかという、全く逆なんです。新町通りすぐそばのところに建っているのに、請け負った業者が県外業者であるために、資材の業者あるいは内装の業者もすべて県外ナンバーの車で乗りつけられて、お見えになります。今度、請願にH鉄鋼を中心とした組合の皆さんが何とか地元発注をという請願も出されていますけども、鋼材屋さん、いわゆる丸棒と言われるやつの鋼材屋さんについても、やはり5割以上受注が減っている、悲鳴を上げているという状態なんです。こんなに津新町駅周辺でマンションがぼこぼこ建っているのに、地域の業者は悲鳴を上げている、地域にその投資がおりてない、地域にそのお金が回ってない、活性化とは全く逆の状況がそれぞれの事業では出ているんです。

これはもう民間だからしょうがないといえばしょうがないんですけども、この地域活性化と名を冠したこのきめ細かな臨時交付金を使って行う事業については、ぜひとも地域の業者の人たちが受注しやすいような方策を特別にやはり考える必要があるのではないかと思います。例えば、分割発注を行っ

たり、入札方法を地域貢献度を増やすとかという形で、せめてこの事業に対してはそのような考え方を入れるという入札方法をぜひとも県当局にも考えていただきたいし、それがなければ、地域活性化・きめ細かなという言葉とは裏腹の、やらなければいけないのでやったというふうな事業になってしまうのではないかと心配をしております。

もう一つは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金なんですけども、これは35億6400万円、これについても市町との話し合いを行って、このお金を税金を使うという考えがどれぐらいあるのかなということを心配して、質問をさせていただいているわけです。

例えばこの中で出てくるもので主な事業という、住宅関係の資金があります。この住宅手当緊急特別措置事業というのが今度の予算でも出てくるわけなんですけども、これもこの交付金を使われながらやられると。ところが、前のもう廃止になるという一覧表をいただいて、廃止事業一覧表、212番にある離職者用短期住居緊急確保補助金、5900万円余という形になるわけなんですけども、これには国と県以外の機関において、離職に伴い住居を喪失あるいは喪失の可能性がある人に対する各種支援策が実施され、事業の必要性が薄れたため、廃止する。これ、民間のアパートを市町が借りて、離職の人の住居に充てるというのでやられた事業なんですけども、使い勝手が悪いというので、市町のほうもほとんど利用がなかったというやつなんです。やはり市町との連絡がこの緊急のところには一番必要なのに、それが行われているのか、そして、それが行われた上で、住宅手当緊急特別措置事業というものになってきているのか。

緊急対策というのは絶対必要なことだし、対処療法としても要ると思うんですけども、知事がよく言われる、ピンチをチャンスという言葉があると思うんですが、我々が今しなきゃいけないのは雇用の創出、これは先ほども知事が言われていましたけども、今までの雇用というのは、ある意味は大企業にぶら下がった、シャープやホンダやトヨタ系の企業にどれだけ就職できるかというのでやってきたのに、今度の不況で、資本主義というのはいかに

労働者に冷酷なものかというのをはっきり示した。その後始末を行政、公は行わないかんという不思議な話になっています。

今こそピンチをチャンスに生かすためには、大企業重視から三重の大地を大事にする、そんな考えをこの雇用活性化の中では入れられる気持ちはないのでしょうか。特に三重の大地を利用した第1次産業、この第1次産業で生活できるベースづくりとともに雇用対策を進める、そのような方向をこれから入れられていくのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○**総務部長（植田 隆）** 地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、橋梁の補修や電線の地中化など、公共公用施設の建設または修繕に係る事業を対象といたしまして、国の平成21年度第2次補正予算によりまして5000億が措置されたものでございまして、県には30億8000万円余り、また、市町へは約49億8000万円が交付される予定でございます。

本県では、この交付金を活用いたしまして、道路、橋梁等の維持修繕、県立学校におけます校舎の耐震対策、総合文化センターの舞台施設や齋宮歴史博物館などの公共施設の老朽化対策、また、県の地域庁舎の外壁改修などの公用施設の老朽化対策などを実施する予定でございます。

これらの事業につきましては、一つ一つの事業規模が小さいことなどから、基本的には地元事業者への発注を想定しているところでありまして、地域の活性化及び県内事業者の育成につながるものと期待をしております。

また、事業の実施に当たりましては、必要に応じて市町と十分連絡をとって進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**生活・文化部長（安田 正）** 1次産業への就労促進のことでございますけど、国の第2次補正予算におきまして、介護、医療、農林水産、観光などの重点分野におきまして雇用を創出するというふうな重点分野雇用創出事業と、これの分野において、事業者が離職者を雇用しながら次の就業につながる研修を行う地域人材育成事業というのが創設をされております。

こうした新しいスキームによりまして、1年間、農業経営体などで働きな

から農業就業に必要な知識や技術を習得することが可能となったということで、こういう制度を利用しまして、市町や関係機関と連携いたしながら、求人情報の掘り起こしによる求職者のマッチングなどを行うことによりまして、第1次産業への就労の促進に積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○健康福祉部長（堀木稔生） 議員のほうから紹介ございました、離職者用短期住居緊急確保事業、これは紹介ございましたように、市町が民間住宅を借り上げて、それを事業者等にお貸しするという仕組みになっています。

これに対しまして、生活のほうで実施しております住宅手当緊急特別措置事業は、離職者の方が直接住宅を借りる、または引き続いて借りる場合の費用を支援するとなっております、仕組みに少し違いがございます。

この事業は、21年10月から実施しておりますけども、既に4カ月間で、県全体でございますけども、県と市あわせて、既に173件の支給決定を行っています。

今回、2月補正で提案させていただきました特例基金の積み増しにつきましては、この事業に充てるものでございます。また、これにつきましては給与条件等が緩和されておりますので、そういうことも踏まえて、これからまた基金のほうから資金のほうへも進む形になりますので、こういうことを含めまして、十分周知しますとともに、市町と連携として、この資金活用が効果的な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） 地域業者の発注を優先するというお言葉をいただきました。ぜひともそれを実現しながら地域活性化、この不況対策の中で大きく踏み出してもらいたい、このことを確認しまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で議案第1号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、3月2日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1	平成21年度三重県一般会計補正予算（第12号）

請 願 の 取 り 下 げ

○議長（三谷哲央） 日程第3、請願取り下げの件を議題といたします。

健康福祉病院常任委員会において審査中の請願第63号については、お手元に配付の請願取り下げ件名一覧表のとおり請願者から取り下げ願いが提出されました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定いたしました。

請願取り下げ件名一覧表

委員会名	受理番号	件名
健康福祉病院	請63号	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について

○議長（三谷哲央） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明23日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明23日は休会とすることに決定いたしました。

2月24日は、定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後0時36分散会